

死刑執行に対する声明

2014年8月29日、仙台拘置支所において小林光弘氏に対して、東京拘置所において高見沢勤氏に対して、それぞれ死刑の執行がなされた。

当会は、袴田事件再審開始決定及び飯塚事件・名張事件再審請求棄却決定により死刑制度には誤った判断により人の生命を奪うという取り返しのつかない重大な不正義を生ずる可能性があることが改めて明らかになったことを受けて、2013年6月18日付で速やかな死刑制度の廃止を求める決議を行い、これを法務大臣に提出した。人が運用する以上、誤りの起こらないシステムは絶対に存在し得ず、死刑制度というシステムを維持し、運用する以上、究極の不正義が発生する可能性を誰も否定することはできない。

とりわけわが国においては、後に冤罪であることが明らかとなった事件においても、速やかにその救済が図られたわけではない。現に袴田事件においては、第二次再審請求によってはじめて再審開始決定がなされたという経緯があり、それまでには30年以上の年月を要した。わが国の司法制度上は、たとえ誤判の可能性がある事件であっても、一度の再審請求では直ちに再審は開始されないと実情があるといわざるをえない。小林氏については、第三次再審請求が2014年8月6日に最高裁判所によって棄却されてはいるものの、なお誤判の可能性は否定できないのであって、その後、20日と経たずに死刑が執行されたことには、数々の冤罪事件に対する反省が全く見られないというより他にない。高見沢氏にあっても、再審請求こそなされていないものの、当初より無罪を主張していたものであり、もとより誤判の可能性を否定することはできない。

誤判がありうる以上、死刑の執行により、絶対に回復不能な不正義が生ずる可能性を否定することができない。国家の行為によって不正義をもたらしかねない死刑制度には、刑事司法制度として根本的な欠陥を抱えていることを意味する。当会は、刑事司法制度に直接携わる法律実務家の団体として、そのような根本的欠陥を持つ制度の存続自体を到底容認できない。したがって、あらゆる事案に対する死刑の執行に反対するものである。

以上から、当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、わが国の刑事司法制度が不正義を生み出すことのないよう、死刑制度廃止の実現を目指して引き続き取り組んでいくことを表明する。

2014年8月29日

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会

